

○練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱

平成24年 1 月30日

23練産商第826号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」（以下「ねり丸」という。）デザイン等を区以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。なお、区がねり丸デザイン等を使用する場合の取扱いに関しては、別に定める。

(定義)

第2条 本要綱に定めるねり丸デザイン等とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) ねり丸キャラクターデザイン
- (2) ねり丸ロゴデザイン

(使用範囲)

第3条 ねり丸デザイン等は、その使用が販売目的か否かを問わず、区の産業経済の発展および地域振興に寄与するもの、または区およびねり丸のPRに寄与するものと区長が認めるものにつき、本要綱に定める範囲内で使用できるものとする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当するときは使用できない。

- (1) 区およびねり丸のイメージを傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 個人・団体のキャラクターとして誤認されるおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 第三者の利益を害し、またはそのおそれのあるとき。
- (5) 政治・宗教・思想等の活動に利用するおそれがあるとき。
- (6) 法令および公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) 本要綱および別に定めるマニュアル（以下「マニュアル」という。）に反するおそれがあるとき。
- (8) その他、区長が不適当と認めるとき。

(使用目的の定義)

第4条 本要綱に定める販売目的とは、ねり丸デザイン等を使用した物品等（以下「物品等」という。）の販売またはそれに準ずる行為により金銭的利益を

得る目的をいう。

(使用の申請)

第5条 ねり丸デザイン等を使用する者は、あらかじめ使用許諾申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出し、その許諾を受けなければならない。

(使用の許諾)

第6条 区長は、前条に定める使用の申請があったときは、その内容が第3条に照らし使用許諾対象と認める場合は、使用許諾通知書（第2号様式）により使用の許諾を通知するものとする。

2 区長は、前項の許諾において必要があると認めるときは、ねり丸デザイン等の利用方法について、条件を付することができる。

(使用の不許諾)

第7条 区長は、第5条に定める使用の申請において、その内容が第3条に照らし使用許諾対象と認められない場合は、使用不許諾通知書（第3号様式）により使用の不許諾を通知するものとする。

(許諾内容の変更)

第8条 第6条第1項に定める許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（第4号様式）を区長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、区長は、第6条および前条の規定を準用して、使用変更許諾通知書（第5号様式）または使用変更不許諾通知書（第6号様式）により、その使用の許諾または不許諾を通知するものとする。

(使用料)

第9条 ねり丸デザイン等の使用料については、無償とする。

(許諾の取消)

第10条 区長は、使用者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、その許諾を取り消すことができる。

- (1) 申請に虚偽があったとき。
- (2) 使用許諾を受けた範囲外の使用があったとき。

(3) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他、区長が不相当と認めるとき。

2 前項により許諾を取り消された者は、直ちにその使用の中止および物品等の回収を行わなければならない。

3 区は、使用者に対し、前項に定める許諾の取消により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間の延長)

第11条 使用者が、使用期間の延長を希望する場合は、使用許諾の期間が満了する日の1か月前を目安として使用期間延長申請書（第7号様式）を区長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、区長は、第6条および第7条の規定を準用して、使用期間延長許諾通知書（第8号様式）または使用期間延長不許諾通知書（第9号様式）により、使用期間の延長の許諾または不許諾を通知するものとする。

(使用期間の延長をしない場合の特例)

第12条 使用者が、使用期間の延長を希望しない場合において、販売目的でねり丸デザイン等を使用した物品等の在庫がある場合は、前条第1項に定める使用期間の延長の許諾を経ずに、期間満了時から90日間に限り販売することができる。

(使用上の遵守事項)

第13条 使用者は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された内容により使用し、区長が使用を許諾した際に付した条件に従うこと。

(2) ねり丸デザイン等を使用するときは、マニュアルに定める著作権表記を行うこと。

(3) ねり丸デザイン等を使用するときは、著作権表記以外に、許諾時に得た許諾番号の表記を行うこと。

(4) 前各号以外の事項については、マニュアルに従って使用すること。

(監修)

第14条 使用者は、区に対し、物品等の原稿、原画、版下、校正刷り、サンプル

品（以下「原稿等」という。）が完成したときは、速やかにこれらを掲出し、区の監修を受けるものとする。

- 2 前項の監修において、前条の規定に抵触すると認められる場合、区は使用者に対し、当該原稿等の修正または変更を求めることができる。

（完成品の提出）

第15条 使用者は、前条の監修を受けた後、区に対し、物品等の完成品または完成品の写真を提出するものとする。ただし、完成品または完成品の写真の提出が難しい場合は、区と協議のうえ、書面等での報告に代えることができる。

- 2 使用者は、前項の規定により提出した完成品または完成品の写真に係る区の確認が終わるまでは、物品等の製造、配布、販売等を開始してはならない。

（使用報告および調査）

第16条 販売目的の使用者は、使用許諾の期間が満了する日の翌月末日までに、使用報告書（第10号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、使用許諾期間の物品等の使用状況および使用報告書の内容について調査することができる。

（権利譲渡の禁止）

第17条 使用者は、第三者にその権利を譲渡、もしくは転貸することができない。

（権利の帰属）

第18条 本要綱に定める使用許諾は、本要綱に基づき許諾された範囲での使用のほかは、使用者に対してねり丸デザイン等に関する何らの権利または権限を与えないものではない。

- 2 使用者または使用者が委託した第三者が、ねり丸デザイン等の使用に当たって、区が事前に承認した上で、ねり丸デザイン等の形状の変形、その他改変を加えた結果、当該改変物またはその映像上のキャラクターが二次的著作物（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第11号に規定する二次的著作物をいう。以下同じ。）と認められる場合、当該二次的著作物に係る著作権は区に帰属する。

- 3 使用者は、ねり丸デザイン等の使用に当たって、著作権の登録（著作権法第

77 条の規定による著作権の登録をいう。）、商標登録（商標法（昭和34年法律第127号）第5条に規定する商標登録をいう。）、意匠登録（意匠法（昭和34年法律第125号）第6条に規定する意匠登録をいう。）等の出願をしてはならない。

（管理等責任）

第19条 使用者は、自己の責任により物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行わなければならない。

2 使用者は、使用者から委託を受けた第三者が物品等の制作、製造、配布、販売、管理等を行う場合においても、前項に規定する管理等の責めを免れない。

3 物品等により、第三者の生命、身体または財物等に損害を負わせた場合、使用者の責任において適切な対処をしなければならない。

（損失補償等の責任）

第20条 区は、ねり丸デザイン等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ねり丸デザイン等の使用に際して、故意または過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償するものとする。

（電子情報処理組織による申出等）

第21条 第5条、第8条第1項および第11条の規定による申請ならびに第16条の規定による報告については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第22条 一般社団法人練馬区産業振興公社が行う、ねりま観光センター事業でのねり丸デザイン等の使用については、この要綱にかかわらず、区と一般社団法人練馬区産業振興公社との協定書で定めるところによる。

（委任）

第23条 この要綱に定めのない事項については、別に産業経済部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則（平成25年3月22日24練産商第1420号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月26日25練産商第1379号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日27練産商第1163号）

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（令和3年3月19日2練産商第797号）

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

付 則（令和7年3月10日6練産商第862号）

- 1 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

第1号様式 別紙のとおり

第2号様式 別紙のとおり

第3号様式 別紙のとおり

第4号様式 別紙のとおり

第5号様式 別紙のとおり

第6号様式 別紙のとおり

第7号様式 別紙のとおり

第8号様式 別紙のとおり

第9号様式 別紙のとおり

第10号様式 別紙のとおり

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体・事業者（名 称）
（所在地）

代 表 者（氏 名）

担 当 者（氏 名）
（電 話）
（メール）

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用許諾申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第5条の規定に基づき、ねり丸デザイン等の使用について申請します。

1 申請内容

(1)	使用目的	※イベントや事業の内容を簡潔に記入してください
(2)	使用品・商品の名称	
(3)	製作数	
(4)	使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※最短の使用開始日は、許諾決定が下りた日からです ※最長で申請年度の3月末日まで使用可能です

※ 販売目的で使用する場合は、以下もあわせて記入すること。

(5)	販売形態	☐ 消費者への直接販売（インターネット販売を含む） ☐ 小売店への卸売 ※該当箇所にチェック（☑）を記入してください	
(6)	販売場所		
(7)	販売価格（税込み）	店頭価格・希望小売価格 円	卸値 円
(8)	区HP等への掲載	☐ 掲載を希望する ☐ 掲載を希望しない ※該当箇所にチェック（☑）を記入してください ※希望に添えず、掲載できない場合もあります	

2 添付書類

申請書とあわせて、以下2つの書類を添付すること。

- (1) 使用する物の見本（見本が添付できない場合は写真、完成予定図面等）
- (2) 団体等の概要書（活動がわかるチラシ・パンフレット等）

第2号様式（第6条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用許諾通知書

年 月 日付けで申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン使用取扱要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり許諾を通知します。

記

1 許諾の範囲

(1)	使用目的	
(2)	使用品・商品の名称	
(3)	製作数	
(4)	使用期間	
(5)	使用許諾番号	
(6)	販売形態	※販売目的で使用する場合のみ記載
(7)	販売場所	※販売目的で使用する場合のみ記載
(8)	販売価格	※販売目的で使用する場合のみ記載

2 使用許諾料

無償

3 使用上の遵守事項

- (1) 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱およびマニュアルに記載の事項を遵守すること。それらに反する使用が発覚した場合は、直ちに使用許諾を取消しするとともに、損害賠償請求等の法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。

(2) 特記条件

なし

第3号様式（第7条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用不許諾通知書

年 月 日付で申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり下記のとおり不許諾を通知します。

記

1 不許諾の理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体・事業者（名 称）

（所在地）

代 表 者（氏 名）

担 当 者（氏 名）

（電 話）

（メール）

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用変更申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第8条の規定に基づき、使用許諾番号（ ）ねり丸デザイン等の変更について申請します。

1 変更内容およびその理由

(1)	現	
	新	
	変更する理由	
(2)	現	
	新	
	変更する理由	
(3)	現	
	新	
	変更する理由	

※ 書ききれない場合は、本様式をコピーしてお使いください。

第5号様式（第8条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用変更許諾通知書

年 月 日付けで申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン使用取扱要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり許諾を通知します。

記

1 許諾の内容

第6号様式（第8条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用変更不許諾通知書

年 月 日付で申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり下記のとおり不許諾を通知します。

記

1 不許諾の理由

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体・事業者名（名 称）
（所在地）

代 表 者（氏 名）

担 当 者（氏 名）
（電 話）
（メール）

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用期間延長申請書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第11条の規定に基づき、使用許諾番号（ ）ねり丸デザイン等の使用期間の延長を申請します。

1 使用期間およびその理由

使用期間	使用開始日 ～ 令和 年 月 日 ※最短の使用開始日は、許諾決定が下りた日からです ※最長で申請年度の3月末日まで使用可能です
理由	

第 8 号様式（第 11 条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用期間延長許諾通知書

年 月 日付けで申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン使用取扱要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり許諾を通知します。

記

1 許諾の内容

使用期間	使用開始日 ～ 令和 年 月 日
------	---------------------------------

2 使用許諾料
無償

3 使用上の遵守事項

- (1) 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱およびマニュアルに記載の事項を遵守すること。それらに反する使用が発覚した場合は、直ちに使用許諾を取消しするとともに、損害賠償請求等の法的措置を執ることもあるので、十分留意すること。
- (2) 特記条件
なし

第9号様式（第11条関係）

練 産 商 第 号
年 月 日

様

練馬区長

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用期間延長不許諾通知書

年 月 日付けで申請がありました標記使用について、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン使用取扱要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり許諾を通知します。

記

1 不許諾の理由

第10号様式（第16条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

団体・事業者名（名 称）
（所在地）

代 表 者（氏 名）

担 当 者（氏 名）
（電 話）
（メー ル）

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用報告書

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」デザイン等使用取扱要綱第16条の規定に基づき、使用許諾番号（ ）ねり丸デザイン等の使用について報告します。

1 報告内容

(1)	販売数		
(2)	在庫数		
(3)	売上額		
(4)	販売価格（税込み）	店頭価格・希望小売価格	卸値
		円	円